

第1回 みなかみ町協働のまちづくり委員会 次第

日 時 平成20年12月8日(月)

午後7時~

場 所 役場本庁6階 第3会議室

1. 開 会

2. 町長挨拶

3. 委員の委嘱状交付について

4. 自己紹介

5. 委員会委員長及び副委員長の互選について(資料1・2)

6. 委員長及び副委員長挨拶

7. 協議事項

(1) まちづくり基本条例の概要について(資料3・リーフレット)

(2) 委員会の今後の取り組みについて(資料4~7)

(3) その他

次回の委員会開催日 月 日() 時~

開催場所

8. 閉 会

資料 1

みなかみ町協働のまちづくり委員会名簿

委員 25 名以内

(敬称略)

	氏名	選出区分	性別	備考
1	馬場 春夫	町 民	男	月夜野地区
2	高橋 茂夫	"	男	"
3	竹内 直哉	"	男	水上地区
4	瀧澤 章光	"	男	"
5	鈴木 明子	"	女	"
6	河合 齊	"	男	新治地区
7	松井 秀明	"	男	"
8	田村 かつ子	"	女	"
9	阿部 賢一	町議会議員	男	総務文教常任委員
10	前田 善成	"	男	"
11	山田 庄一	"	男	産業観光常任委員
12	速水 一浩	"	男	"
13	高橋 市郎	"	男	厚生常任委員
14	平原 文雄	町職員(総合政策課)	男	環境力推進室長
15	小野 宏和	" (")	男	企画財政 G
16	阿部 真行	" (観光商工課)	男	観光商工 G

事務局

1	石坂 武	事務局長(総合政策課)	男	課長
2	田村 雅仁	事務局(")	男	地域振興 G L
3	櫻井 学	" (")	男	地域振興 G
4	田村 晴夫	" (")	男	地域振興 G

資料 2

みなかみ町協働のまちづくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 みなかみ町まちづくり基本条例(平成20年条例第31号)第16条第3項の規定に基づき、町民主体のまちづくりを展開し、町民、議会及び町が協働のまちづくりを推進するための方策を調査検討することを目的にみなかみ町協働のまちづくり委員会を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、協働のまちづくりを推進するための必要な事項について調査検討し、その結果を町長に提案する。

(組織)

第3条 委員会は、25名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町民
- (2) 識見を有する者
- (3) 町議会議員
- (4) 町職員

2 町職員は、町長が選任し、委員会の事務に従事する時間の所属は、総合政策課付とする。

3 委員会には、委員の他に助言者を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、その所掌事務に係る特定の事項について、調査及び審議するための部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

資料3

みなかみ町まちづくり基本条例制定までの流れ

平成20年4月1日施行

	取り組みの内容	実施期間	実施回数	備考
1	担当課による条例の調査研究	平成18年度～制定	適宜	玉村町視察 二セコ町等の情報収集等
2	みなかみ町自治基本条例策定研究会による検討(役場各課代表による研究会)	平成19年6月～制定	随時	各課と意見交換 条例素案づくり
3	各種団体懇談会(NPO、区長会等)	平成19年7月	4回	条例の必要性の説明 協働のまちづくりの概要説明
4	総務文教常任委員会検討会(議員8名と担当課による検討会)	平成19年8月	2回	条例の必要性の説明 条例素案の説明と検討
5	地区別座談会(学区ごとの町民説明会と意見交換)	平成19年8月	9回	条例の必要性の説明 協働のまちづくりの概要説明
6	みなかみ町自治基本条例策定委員会による条例策定(町民公募9名、議会代表8名、役場課長2名による委員会)	平成19年9月～制定	10回	条例案の策定 先進地視察 講師派遣による勉強会
7	議会全員協議会説明会	平成20年1月	2回	条例策定の経過説明 条例案の説明と意見交換
8	町民へパブリックコメントの実施	平成20年1月～2月 (25日間)	1回	8名から約50件の意見提出
9	みなかみ町まちづくり基本条例案の提言(策定委員会の委員長及び副委員長)	平成20年2月	1回	町長及び議長へ条例案の提言
10	みなかみ町まちづくり基本条例案の議決	平成20年3月	1回	総務文教常任委員会発議 賛成多数により議決
11	みなかみ町まちづくり基本条例の施行	平成20年4月1日		
12	みなかみ町まちづくり基本条例のリーフレット全戸配布	平成20年4月	1回	7,905戸
13	みなかみ町まちづくり基本条例説明会(四役・課長・次長・GL)	平成20年4月	1回	条例の概要説明 事務処理について

資料4

みなかみ町協働のまちづくり委員会の開催について

- 1．開催回数 月 回
- 2．開催時間
- 3．開催場所
- 4．会議の公開
- 5．情報の公開

みなかみ町協働のまちづくり委員会「傍聴人の心得」

- 1．傍聴人は、次の事項を守ってください。

静かに傍聴してください。

秩序を乱し、妨害となるような行為はしないでください。

写真等を撮影したり録音をしないでください。

委員長が退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場してください。

傍聴人は、係員の指示に従ってください。

みなかみ町協働のまちづくり委員会

資料5

みなかみ町民憲章の制定について

< 制定する目的 >

旧町村には、それぞれの町民(村民)憲章がありましたが、みなかみ町には、町民憲章がありません。安心して暮らせるまちづくりやふるさとづくりを進めるためにも、町民の「道しるべ」あるいは「心のよりどころ」が必要であると思います。町民と行政が一体となって向かうべき方針を定めるとともに、これからのみなかみ町に対する「ねがい」を込めて、町民憲章を制定するものです。

< 憲章の意義 >

解釈には様々なものがありますが、一般的には以下のとおりです。

まちの目標や重要な掟であり、町民と行政が一体となって向かうべき方針を示すもの
行政のあるべき姿と期待される町民象を表現し、町の行政運営の方針となるもの
町民が自主的・実践的にまちづくりに参加するための行動規範となるもの

< 憲章の内容 >

法律のように固く、くどいものはなく、わかりやすく親しみやすい内容になっている。

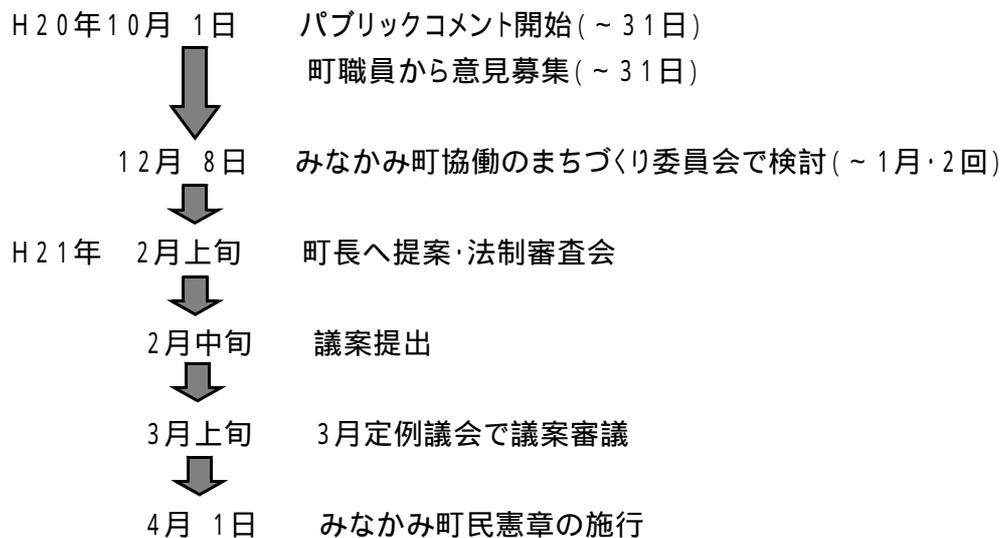
< パブリックコメント等の結果 >

意見募集期間 10月1日～31日

町民から提出された意見 0件

町職員から提出された意見 3件

< 町民憲章制定までのスケジュール >



1 沿革等

区分	町村名	月夜野町	水上町	新治村
町村制施行		昭和30年4月1日	昭和22年10月10日	明治41年5月1日
町村章		 <p>昭和36年4月制定 ひらがなの「よ」と「の」の字を組み合わせ全体を丸く「月」をかたどらせ「月夜野」を表している。</p>	 <p>昭和39年9月1日制定 「水上」を図形で表現している。</p>	 <p>昭和41年1月1日制定 新治村の頭文字である新をかなで「にい」と表している。</p>
町村民憲章		<p>昭和55年10月1日告示</p> <p>歴史と文化に育まれたわが郷土を愛し伸びゆく月夜野町民に誇りと責任をもち、明るく住みよい町づくりを願いこの憲章を生活の規範とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 いつも笑顔で元気に働き、楽しい家庭をきずきましょう。 1 水とみどりに恵まれた自然を愛し、きれいな町をつくりましょう。 1 郷土の歴史と伝統を愛し、香り高い文化の町をつくりましょう。 1 スポーツを愛し、老人、青少年に夢を持たせる、健康な町をつくりましょう。 1 たがいに理解と信頼をもって、住みよい町をつくりましょう。 	<p>昭和62年11月17日告示</p> <p>わたくしたちは、利根の清流と谷川岳に抱かれた湯の町水上の住民であることを誇りにもち、互いに力を合わせ、郷土の発展をめざしてこの憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 恵まれた自然を大切に、美しい郷土をつくります。 1 未来をみつめ、熏り高い文化都市をつくります。 1 としよりを敬い、青少年の夢を育て、豊かな福祉の町をつくりま 1 訪れる人々に笑顔と真心で接し、やすらぎの町をつくります。 1 みんなで協調し、明るく住みよい町をつくります。 	<p>平成元年5月1日制定</p> <p>三国連峰の美しい自然に恵まれたいで湯の里、新治村。私達は、この村をこよなく愛し、さらに住みよい村にするため、全村民の願いをこめて、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 美しい自然を愛し、緑ゆたかな村をつくります。 1 おもいやりの心を大切にし、あたたかい福祉の村をつくります。 1 伝統をうけつぎ、教養をたかめ、文化のかおり高い村をつくりま 1 働くことに喜びを持ち、希望に満ちた村をつくります。 1 きまりを守り、互いに助け合い、明るい平和な村をつくります。
町村の木、花、鳥等		<p>町の木…あかまつ</p> <p>町の花…きく</p> <p>町の鳥…うぐいす</p>	<p>町の木…しらかば</p> <p>町の花…こぶし</p> <p>町の鳥…制定せず</p>	<p>村の木…制定せず</p> <p>村の花…大山桜</p> <p>村の鳥…制定せず</p>
総合計画		<p>第4次総合計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来像 水と緑とロマンの都市 月夜野～環境・交流・定住のまちづくり ○ 期間 平成14年～平成23年 	<p>第4次総合計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来像 谷川連峰の山懐に抱かれた山岳温泉文化都市 ○ 期間 平成16年～平成25年 	<p>第3次総合計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来像 心にリズムを 生活にハーモニーを ○ 期間 平成8年～平成17年

<みなかみ町民憲章（公表）>

わたくしたちみなかみ町民は、清らかな利根の源流と三国・谷川の豊かな山々に恵まれた湯の町で生まれたことに誇りを持ち、自然を愛し・この町を愛し、希望にみちた住みよい町づくりの道しるべとして、ここに町民憲章を定めます。

1. 恵まれた自然環境と共生しエコタウンみなかみ町をつくります
1. 参画・協働を基本に力をあわせ住みよい幸せなみなかみ町をつくります
1. 誰にでもおもてなしの心でふれあい安らぎのみなかみ町をつくります
1. 歴史を尊び未来を開き子ども達の夢・希望がかなうみなかみ町をつくります

<みなかみ町民憲章（意見1）>

わたくしたちみなかみ町民は、清らかな利根の源流と三国・谷川の豊かな山々に恵まれた湯の町で生まれたことに誇りを持ち、自然を愛し・この町を愛し、希望にみちた住みよい町づくりの道しるべとして、ここに町民憲章を定めます。

1. 恵まれた自然環境と共生しエコタウンみなかみ町をつくります
1. 参画・協働を基本に力をあわせ住みよいみなかみ町をつくります
(OR幸せあふれる住みよい)
1. 誰にでもおもてなしの心でふれあい安らぎのみなかみ町をつくります
1. 歴史を尊び未来を開き子ども達の夢・希望がかなうみなかみ町をつくります

<みなかみ町民憲章（意見2）>

わたくしたちみなかみ町民は、清らかな源流と三国・谷川の豊かな山々に抱かれ恵まれたいで湯の町ではぐくまれたことに誇りと自覚を持ち、自然を愛し、歴史と文化を享受し、希望にみちた魅力ある町づくりをめざし、ここに町民憲章を定めます。

1. 恵まれた自然を生かしさわやかで美しい環境力のある町をつくります
1. 共に参加して力を合わせ住みよい幸せな平和な自治の町をつくります
1. 誰にでもおもてなしの心でふれあい安らぎのある豊かな町をつくります
1. 歴史を尊び文化やスポーツの香り高い子どもが健やかに育つ町をつくります

<みなかみ町民憲章（意見3）>

私たちは、峻嶺谷川連峰と清流利根の源流の地に在り、この恵まれた豊かな自然の中に生きることに感謝し、誇りを持ち、夢と希望を胸に、より良い町を築くための道標として、この町民憲章を制定する。

1. みなかみ・水・「環境力」宣言を核として、環境の保全に努め、人と自然が共生する町
2. 自助・互助・扶助の精神を基本に、協働参画を目指す町
3. 互いにおもいやりの心を培い、安らぎのある住み良い町
4. 歴史と文化を尊び、郷土愛を育み、夢と希望に満ちた町

<みなかみ町民憲章（意見1の理由）>

「エコタウンみなかみ町をつくります」「安らぎのみなかみ町をつくります」「希望がかなうみなかみ町をつくります」は、フレーズの流れ（リズム）が同じですが、「幸せなみなかみ町をつくります」は、読んでいて少し違うような感覚を覚えました。

町民にとって一番大切なことは、住みよい町だと思いますので、「幸せな」を削って「・・・住みよいみなかみ町をつくります」と「住みよい」を「みなかみ町」に直結しても良いのでは・・・。

また、個人的にも「幸せ」という言葉は好きなので「幸せ」を残すのであれば、「住みよい」の前に持ってきて「・・・幸せあふれる住みよいみなかみ町・・・」の方がしっくりいくと思いました。

<みなかみ町民憲章（意見2の理由）>

1. 前文の「山々に」の後に「抱かれ」を追加し、強く大きな感じを表しました。
2. 前文の「湯の町」を「いで湯の町」とし「育まれた」を「はぐくまれた」として、温泉地であり観光地であることを自覚する意味を込めました。
3. 前文に「この町を愛し」と愛しが二度重なるので「歴史と文化を享受し」と愛郷精神を入れました。また、前文の「住みよい」を「魅力ある」とし若者への定住環境を魅力あるものにしていきたい希望があります。
4. 前文の「道しるべ」を「めざし」と行動あるものにしてあります。
5. 本文に「自然環境と共生しエコタウン」を「自然を生かしさわやかで美しい環境力のある」とし、柔らかく表現して宣言を入れました。
6. 本文に全項目「みなかみ町をつくります」を「町をつくります」とし、みなかみ町の宣言なのでみなかみを入れなくても分かりますので、削除しました。
7. 本文に「参画・協働を基本に」を「共に参加して」と柔らかく表現しました。また「平和な自治の」を追加して自治基本条例を表現しました。
8. 本文に「安らぎの」の後に「ある豊かな」を追加し、心の豊かさ・観光力のアップにより町の財政力も豊かになることを願っています。
9. 本文の「未来を開き子ども達の夢・希望がかなう」を「文化やスポーツの香り高く子どもが健やかに育つ」と知・体・徳のバランスを整え多くの意味を持つ健やかとしました。

<みなかみ町民憲章（意見3の理由）>

意見なし

みなかみ町まちづくり基本条例

第 2 章 情報の共有

(情報共有の原則)

第 4 条 町民、議会及び町は、まちづくりに関する必要な情報を相互に提供し、当該情報を共有するよう努めなければなりません。

(情報の提供)

第 5 条 町は、まちづくりに関する重要な政策及び計画並びに条例（以下「政策等」という。）の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民に対し、分かりやすく情報を提供するよう努めなければなりません。

(個人情報保護)

第 6 条 町及び議会は、個人に関する情報の保護を図るため、個人に関する情報の収集、利用、提供及び管理について、十分な配慮をしなければなりません。

策定委員会で委員から出された意見・地域情報化アンケート意見（要約）

<町民の情報取得に関する意見>

- ・町の広報誌は見るが、町のホームページは見えていない。
- ・自分に関係のある情報や興味のある情報しか見えていない。
- ・子どもの教育や子育ての情報には興味がある。また、まわりの母親とも色々な話をする。
- ・町民は、日々の生活に追われ、町の情報を検索したり収集することは難しいと思う。
- ・町民が情報を取得しようと動かなければ何も始まらない。
- ・町民は、町の広報誌で情報を取得するのが一番多く、続いて町のホームページである。現在、町のホームページのアクセス数は、1日平均で約3千人いる。
- ・町の情報に関するアンケートを実施してみてもどうか。
- ・
- ・
- ・

<町の情報提供に関する意見>

- ・今のままの情報提供で十分である。
- ・町からの情報発信がほとんどである。
- ・正確で詳細な情報やタイムリーな情報の提供が必要である。
- ・情報化社会なので、インターネットを活用した情報提供を推進すべき。
- ・インターネットに偏らず、高齢者に配慮した情報提供も必要である。
- ・町の財政状況、議会情報及び観光情報を充実してほしい。
- ・役場の各課の仕事内容や町政が分からない。
- ・町民が見たくなるような広報誌等を作成してほしい。また、発行を多くしてほしい。
- ・町の広報誌に対する意見や内容を検討する仕組みづくりができればいいと思う。
- ・町の広報誌に町民企画ページを設けたらどうか。
- ・区長回覧は、後でもう一度見たいときに見ることができないので、見直す必要がある。
- ・水上地区のオフトークは、全世帯に行き渡っていないので、見直しが必要である。
- ・月夜野及び新治地区の防災無線が聞こえにくい地区がある。
- ・各地区の会議の場で、町の情報を話してほしい。
- ・ケーブルテレビにより、町の情報や地域の情報を放送してほしい。
- ・メール一斉配信による情報提供や携帯電話への情報提供を充実してほしい。
- ・個人情報保護を徹底してほしい。
- ・
- ・
- ・

意見に対する検討事項

- ・町民の情報に関する現状把握
- ・町の広報誌、ホームページ等の掲載内容の見直し
- ・町からの既存の情報提供の見直し
- ・新しい情報提供の方法を検討
- ・町民へ分野別の情報提供の検討
- ・町民からの情報提供を受け止める仕組みづくり
- ・町民が情報を取得しやすい仕組みづくり
- ・町民と町との情報交換の場の創出
- ・情報の拠点づくり
- ・情報共有の仕組みづくり
- ・情報共有の推進のための組織づくり
- ・
- ・
- ・

解決策（具体的に実施する事業例）

- ・アンケート又は地区座談会の実施
- ・情報センター（情報銀行）の設置
- ・まちづくり地区別相談員の配置
- ・メルマガ配信（登録員制度）
- ・広報誌等にまちづくりコーナー掲載
- ・まちづくり情報誌の発行
- ・まちづくり出前講座の実施
- ・各種団体とのネットワーク構築
- ・情報交換できる機会の創出
- ・
- ・
- ・

策定委員会で委員から出された意見・地域情報化アンケート意見（要約）

<情報の共有に関する意見>

- ・町民からの情報を収集するシステムが必要ではないか。
- ・町の情報を分かりやすく町民に開示することが大切であり、その情報について町民が考え、町の効率的な運営には何が必要かを議会に意見し、議会はその町民の意見を具体化し行政に反映させることが大切であると思う。
- ・町民の中には、役場と銀行の雰囲気苦手という人が多いと聞いたことがある。このような町民が、町のホームページで情報を取得できれば、情報の共有が促進できる。
- ・学校で子供たちが、みなかみ町のホームページを見るカリキュラムがあれば、子供が家で親に話し親もホームページで情報を見るようになり、子供が大人になってからも見るのではないか。
- ・公民館、役場及びカルチャーセンター等で町民との意見交換ができる場が必要と思う。
- ・合併して大きな町になったからこそ、他地域の現状、課題、要望を知り理解し合う事が大切になると思う。それには、コミュニティ相互の情報公開と共有が必要である。
- ・若者、主婦、年配等の方々が集える場があれば、地域でかかえている諸問題や課題等が井戸端会議の中から見えてくると思う。その話の内容からこれはと思うものは、政治や行政がうまく汲み取っていけるのが理想だが、町と町民の溝が大きいので、取り入れてもらえないように感じる。
- ・情報の共有を図るために、まちづくり委員会のような町民が主体となった中間的組織が必要である。
- ・町民との情報の共有が曖昧なので、小さな行政区をいくつか集め人口が同じになるぐらいにして、町民が情報を共有する場所として、まちづくり委員会を設置し、その上に大きなまちづくり委員会をつくれれば機能すると思う。
- ・熊本県氷川町のまちづくり情報銀行のようなものをみなかみ町の小学校区毎に設置すれば、この地区はどうしようとか等を各地域で考えることができると思う。また、他の地区との情報交換やみなかみ町全体の情報発信も可能になると思う。
- ・町と町民の相互による情報提供の仕組みが必要である。具体的には、氷川町のまちづくり情報銀行が参考になる。
- ・大きな自治体には、広報広聴課やすぐやる課があり、住民からの要望等に対応できる場所もある。みなかみ町に広報広聴課を設置し、情報の共有が図れるのであれば必要かもしれないが、今後役場をスリム化にすることや町民からどのくらいの要望等があるのかを検証しないと行けない。
- ・大きな自治体のホームページのメールによる意見等は、たぶん年間で何千件もあると思うが、みなかみ町は、年間50件程度である。このような状況で広報広聴課が本当に必要なのか考えなくては行けない。

・
・
・

意見に対する検討事項

解決策（具体的に実施する事業例）

みなかみ町の情報提供と共有のフロー

町から町民へ情報提供の方法（現状）

広報誌・ホームページ・回覧板・防災無線・オフトーク・各種説明会など

町民の情報取得に対する問題点

情報を見ない、興味がない
自分に関係のある情報しか見ない
情報入手の方法が分からない
町へ情報提供する仕組みがない

町の情報提供に対する問題点

提供した情報が伝わらない
情報の趣旨目的が伝わらない
町からの情報提供がほとんど
情報共有の仕組みがない

情報の共有ができていない

情報提供と共有の課題

情報提供の見直しが必要
分野別の情報提供が必要
町民が情報に興味を持つことが必要
相互の情報提供の仕組みが必要
情報共有の仕組みが必要

情報提供と共有の検討事項と解決策（事業例）

1. 町民の情報に関する現状把握
アンケート又は座談会の実施
2. 情報の拠点づくり
まちづくり情報センター（情報銀行）の設置
役場（本庁・各支所）にまちづくり相談窓口の設置
役場内部にまちづくり検討委員会の設置
まちづくり地区別相談員（町職員・町民）の配置
3. 情報提供の仕組みづくり
まちづくり登録員の実施（メルマガ配信）
広報誌やホームページ等の見直し（まちづくりの広場）
まちづくり情報誌の発行
4. 情報共有の仕組みづくり
NPOやまちづくり団体のネットワークづくり
まちづくり出前講座の実施

情報共有の実現

資料 7

総合政策課 地域振興 G 田村晴夫 行

F A X : 6 2 - 2 2 9 1 E-mail ha-tamura@town.minakami.gunma.jp

みなかみ町の情報提供と共有について

問 1 . みなかみ町における情報提供と共有に関する意見 (問題点等)

問 2 . 問 1 の意見に対する解決策 (具体的に実施する事業例)

12月22日(月)までにFAX
又は、Eメールでご提出ください。

<用紙提出先>

〒379-1393 みなかみ町後閑318
みなかみ町役場 総合政策課
地域振興グループ 田村晴夫
TEL 25-5005 FAX 62-2291
E-mail ha-tamura@town.minakami.gunma.jp